

精神科への入院医療費助成制度

令和4年4月から、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の精神科への入院医療費について、新たな助成制度ができました。

対象となる方は

- ・ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、住民税が非課税である世帯の方です。

※ 町の福祉医療制度等により精神科の入院医療費の助成を受けることができる方は、そちらの制度により入院医療費を助成します。

助成の金額は

- ・ 精神科入院に要した医療費（保険適用分）の自己負担額に対し、1か月あたり500円を引いた額を助成します。

※ 個室利用による差額ベッド代などの医療保険対象外の費用や、食事療養費、高額療養費の給付対象となる額は対象外となります。

助成の方法などは

- ・ 3か月ごとに申請書の提出が必要になります。
- ・ 申請を受けましたら、審査のうえ、支払をします。
- ・ 申請書は福祉健康課でお渡しするものや、ホームページからダウンロードしたものをお使いください。

注) 助成額の計算に必要なので、入院医療費に関する領収証、高額療養費に関する通知などは必ず保管しておいてください。

※ 裏面もご覧ください

坂城町役場 福祉健康課 福祉係
電話 0268-75-6205 (直通)
0268-82-3111 (内線 135)

対象者の決定方法(住民税が非課税の世帯かどうかの判断の時期)

- ・住民税非課税世帯（世帯に住民税の課税者がいない世帯）に該当するかは、
4月～6月の入院に関わる請求については前々年の課税状況、
7月～翌年3月の入院に関わる請求については前年の課税状況により判断します。

※世帯の課税状況の変化により、年度内でも対象となるかどうかが変わる可能性があります。

福祉医療費受給者証をお持ちの場合は

- ・既に町の福祉医療費受給者証をお持ちの場合は、
受給者証の「事業番号」の欄が「41」の方が、
この助成の対象者になります。
- ・それ以外の番号の方は、町の福祉医療制度により
入院医療費の助成がされますので、申請等は不要
です。

福祉医療費受給者証	
市町村番号	事業番号 41
受給者番号	
受給者 居住地	長野県
氏名	
生年月日	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
摘要	
発行機関名 及び印	長野県
交付年月日	年 月 日

事業番号が41の方が対象です

請求のスケジュール

- ・入院医療費助成の請求は、入院期間に応じて3か月ごとに1度行っていただきます。
- ・入院期間ごとの申請期間は、下記のとおりになります。

(例) 4月1日～5月15日まで精神科に入院された場合

- ・入院期間が4月～5月に該当するので、申請書に必要事項を記入のうえ、
6月1日～6月30日の申請期間中に福祉健康課福祉係までご提出ください。

入院期間	申請期間
3月～5月	6月1日～6月30日
6月～8月	9月1日～9月30日
9月～11月	12月1日～12月31日
12月～2月	3月1日～3月31日

※ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。